

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、
翌日とす)

目次

◇告 示 字の区域の変更(地方課)

- 土地改良法による換地処分(農村整備課)
- 入会林野整備計画の適否の決定(林務課)
- 土地収用法による土地の立入り(管理課)
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- 都市計画事業の認可(四件) (〃)

告 示

鳥取県告示第六百五号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による花口(白地)地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。
 昭和六十三年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和六十三年二月五日現在の地番による。)
神戸上字正田	神戸上字正田のうち二五二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
神戸上字穴前	神戸上字穴前のうち二七六の三の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
神戸上字真薦	神戸上字真薦のうち三一〇の二の一部、三一〇の二、三一〇の三、三一〇の四の一部、三一〇の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
神戸上字上ミ白地	神戸上字上ミ白地のうち二五八の二の一部、二二五九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
神戸上字中白地	神戸上字中白地二二七七、二二七八と一体をなす国有地の一部
神戸上字寺山	神戸上字寺山のうち二六三の二の一部以外の区域
神戸上字中白地	神戸上字真薦三一の一の一部、三二二の一の一部、三二二の二、三二二の三、三二二の四の一部、三二二の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

	<p>らと一体をなす国有地の一部 神戸上字上モ白地二二五八の一部、二二五九及びこれらと一体をなす国有地 神戸上字寺山二二六三の二の一部 神戸上字中白地のうち二二七七、二二七八と一体をなす国有地の一部以外の区域 神戸上字下モ白地二二九五の三、二二九五の五から二二九五の七までの一部、二二〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>神戸上字下モ白地</p>	<p>神戸上字穴前二七六の三の一部及びこれと一体をなす国有地 神戸上字真薦三二〇の二の一部、三二〇の三、三二〇の四及びこれらと一体をなす国有地の一部 神戸上字下モ白地のうち二二九五の三、二二九五の五から二二九五の七までの一部、二二〇〇の二、二二〇六の一部、二二一〇、二二一一、二二一二の二の一部、二二一二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 神戸上字細田林二二二三の四の一部、二二二三の五の一部</p>
<p>神戸上字細田林</p>	<p>神戸上字細田林のうち二二二三の二の一部、二二二三の四の一部、二二二三の五の一部、二二二三の七、二二二六の一部以外の区域</p>
<p>神戸上字白地尻</p>	<p>神戸上字正田二五二の二と一体をなす国有地の一部 神戸上字下モ白地二二〇六の一部、二二一〇、二二一一、二二一二の二の一部、二二一二の二及びこれらと一体をなす国有地 神戸上字細田林二二二三の二の一部、二二二三の五の一部、二二二三の七、二二二六の一部 神戸上字白地尻の全域</p>

鳥取県告示第六百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る花口（白地）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百七号

鳥取市百谷五四百谷入会林野整備組合長伊藤静雄から申請のあつた百谷入会林野整備計画については、昭和六十三年五月三十一日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

百谷入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年六月十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線 米子線四十一〜五十一鉄塔化工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

米子市泉並びに西伯郡淀江町大字小波及び大字中間

四 立ち入ろうとする期間

昭和六十三年六月十七日から同年十月三十一日まで

鳥取県告示第六百九号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年五月二十九日 鳥取県指令受都計三一第一三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市美萩野三丁目（第二工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市江崎町三九

株式会社中国開発

代表取締役 林 利夫

鳥取県告示第六百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・十二号湖山商栄線

三 事業施行期間

昭和六十三年六月十七日から昭和七十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市湖山町東二丁目、商栄町、湖山町並びに秋里字

上六反物、字下六反物及び字下八本松地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第六百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業 三・四・五号福吉町生田線

三 事業施行期間

昭和六十三年六月十七日から昭和六十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 倉吉市字北越殿、字新蔵附、字隈ノ沢及び字的場地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第六百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・十号皆生温泉環状線

三 事業施行期間

昭和六十三年六月十七日から昭和六十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 米子市上福原字中大境及び字北浜屋敷ノ式地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第六百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・十三号富士見町東町線

三 事業施行期間

昭和六十三年六月十七日から昭和六十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 米子市東町地内

2 使用の部分 なし